

このみ園施設拠点 事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、このみ園における 2019年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場に立った「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用児や地域のニーズが高度化、多様化する中、このみ園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用児、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 2019年度の運営方針

《施設サービス》

- 様々な障害を持つ利用児の発達を促すとともに、一人ひとりの自立のための支援を行います。
- 常に利用児の立場に立ち、意思を尊重し、最善の利益の提供に努めます。
- 利用児一人ひとりが家庭的な養育環境の中で、安心できる生活を送れるような支援に努めます。

《在宅サービス》

- 短期入所

保護者や家族の状況に応じて、地域で生活をしている障害児を短期間施設に受け入れ日常生活全般の支援を行うことにより、生活能力の向上と家族の養育の負担軽減が図られるよう努めます。

- こども通所支援事業所

地域で生活をしている障害児に対して通所による集団・個別療育を行い、一人ひとりの発達と「その子らしさ」を大切にした自立支援に努めます。

- 日中一時支援

地域で生活をしている障害児を日中一時的に預かり、見守るとともに日中活動の場を提供し、家族の就労支援と養育の負担軽減を図ります。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

(1) 事業のあり方についての検討

ア 2019年度の取組目標

取組事項	目標		備考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
本体の定員削減 (50人→40人)	2021年度から定員40人	削減に向けての準備・検討	

イ 目標達成のための具体的な取組

○ 準備委員会の立ち上げ

- 利用児の入退所の調整検討
- 人員配置、業務見直しの検討
- 利用児、保護者への説明をはじめ、各関係機関への周知方法の検討
- 国の施策の情報収集

(2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

◎ 家庭的な養育環境の実現

ア 2019年度の取組目標

取組事項	目標		備考
	中期経営計画の最終目標	今年度の目標	
	2023年度までに小規模な2グループによるケア体制を立ち上げる。	小規模グループケアの実施に向けた定員削減の検討開始	

イ 目標達成のための具体的な取組

定員削減のための準備委員会の立ち上げ

3 中期資金計画への対応（2019年度の取組）

(1) 収益の確保

- 入所児童の減少化に対応するため、児童相談所や相談支援事業との連携を強化し、利用児の安定的確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについては、保護者のニーズを把握し、稼働日数の増加を検討するなどの拡充に努めます。また有資格者を配置し、加算の増額に努めます。

(2) 支出の削減

- 電気料金やLPガス契約においては、入札等を積極的に進め、光熱水費の削減を行います。
- 利用児支援や職業訓練の充実に繋がる機器や備品等の購入に当たっては、民間団体の助成金の支援が受けられるように努めます。

◎ 利用児に対する基本姿勢等

1 利用児に対する基本姿勢

利用児に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

取組項目		取り組むに当たっての目標
利用児の自己決定と選択の尊重		
重	利用児の意思決定支援の強化とアセスメント内容・方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 利用児・者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視した「意思決定能力」アセスメントの見直し アセスメントを反映した個別支援計画の作成及び実施 コミュニケーション支援の向上 日常生活の中での「選択」場面の確保 常に利用児の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供 国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備
	基本的人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権を尊重したサービスの提供 入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底 「地域福祉権利擁護事業（※）」や未成年後見制度の啓発と必要に応じた相談や調整等 <p>※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。</p>
	身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進 生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束
	虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に必要な体制整備を構築 職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底 事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用
利用児等が意見を述べやすい体制の確保		
	利用児・家族からの意見・要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用児の児童会、保護者会等、日常のサービス提供を通じた、利用児や家族からの意見・要望の積極的な聴取 意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応 対応結果の利用者児や家族へのフィードバック 家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇
	苦情解決の取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用児、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応 苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録 記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 利用者の意思決定支援とアセスメント内容・方法の見直し
個別支援会議（意思決定支援会議）の開催（年2回：5月、11月）
決定結果の支援計画等への反映
- 身体拘束の適正化
身体拘束防止検討委員会を毎月開催し、適性化に向けての検討を図る。
- 虐待防止
虐待防止研修の開催（外部講師による園内研修年1回　園外研修への派遣年1～2回）
虐待防止委員会を隔月にて開催
「子育てチェック表」の実施（隔月）

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

取組項目		取り組むに当たっての目標
サービスの質の向上		
重	強度行動障害支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する利用児に対する支援の強化 ・強度行動障害支援者養成研修の受講促進
	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底 ・日常的な疾病予防対策への取組 ・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療
	食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供 ・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供
	生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保
	新たなプログラムの研究・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児のニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 ・既存のサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の向上 ・全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入
利用児満足度の向上		
	「利用児満足度調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児満足度調査のサービスごとの実施と結果公表 ・全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善 ・調査票や実施方法等の必要に応じた見直し
サービスの評価		
	自己評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全施設で、定期的に自己評価を実施 ・必要に応じた評価項目等の見直し

	第三者評価の取組	<ul style="list-style-type: none"> サービス評価の客観性を保つ上で、今年度（3年に1回）福祉サービス第三者評価を受審 公表された結果を踏まえたサービス改善の取組
サービスの適切な実施のための取組		
	各種業務マニュアルの充実	<ul style="list-style-type: none"> 策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用児の状況の変化等に応じて改正 必要に応じて、新たなマニュアルの策定
	サービス関連情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画（個別支援計画）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用 絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 強度行動障害支援体制の充実
基礎研修修了者 2名 実践研修修了者 1名 程度を新たに増やします。
- 新たなプログラムの研究・導入
 - ・外部専門家によるコンサルテーションの導入（年2～3回）
- 食事サービス
毎月1回 給食会議実施 偏食対応レシピの研究

3 利用児の安全確保とリスク対策

利用児の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
利用者（児）の安全確保	
リスクマネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> 常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応
事故等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ヒヤリハット事例について、SHELLモデル（※）を活用した要因分析 要因分析を踏まえたリスク軽減の措置 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ SHELLとは何の略? S : Software (ソフトウェア) H : Hardware (ハードウェア)、 E : Environment (環境) L : Liveware (当事者以外の人) L : Liveware (当事者)</p>
感染症等の予防及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し

食品の安全確保、衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全に関する情報を平素から収集 ・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底 ・食材、厨房、居室等や調理従事者（委託の場合、当該業者と連携）の衛生管理の徹底 ・食中毒や感染症の予防対策の徹底
施設・設備の点検及び修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 ・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等
危機管理	
災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し（隨時） ・事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し ・各地域における相互応援協定の締結 ・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応
不審者対応の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 ・当該マニュアルの見直し ・防犯カメラの活用を通じた防災対策の徹底 ・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 事故等の防止
リスクマネジメント委員会（隔月）及び処遇会議等で事故の検証を行い、再発防止対策の実施を行います。
目標：事故件数（特に発生件数の頻度が上がる長期休暇時期）を昨年度から1～2割削減します。
- 感染症等の予防及び発生時の対応
外部講師を招いての職員研修（年1回）
感染症対策マニュアルの見直し
- 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実
訓練 2月 総合訓練
8月 津波想定避難訓練（施設、在宅サービスを含む）
備蓄品の確認と確保 年2回程度 実施
- 不審者対応の徹底
警察署の講師による訓練の実施（年1回）

II 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

取組名：「このみ園発達支援セミナー」の開催

目的： 地域における障害児を持つ保護者（家族）へ、子育てのサポートを行うと共に交流の場を提供し、地域福祉の向上を図ります。

対象： 宇部市、山陽小野田市、美祢市に居住する、障害を持つ保護者あるいは家族

内容： 外部講師による、保護者のための「ABA（応用行動分析）セミナー」

開催時期：3回（2019年6月、10月、2020年2月）

参加定員：30名程度

会場： このみ園 会議室

参加費： 無料

(2) セーフティネット機能の発揮

取組項目	取り組むに当たっての目標
セーフティネット機能の発揮	・障害児の緊急・困難ケースを一時保護やショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮
災害時要配慮者に対する支援	・非常災害時における災害時要配慮者の避難所（福祉避難所）としての受け入れ体制の整備 ・利用児の処遇を考慮した、災害時要配慮者の可能な限りの受け入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ セーフティネット機能の発揮

- ・児童相談所との連携により、一時保護児童を積極的に受け入れるとともに、各市町や相談支援事業所とも連携し、緊急的短期入所の受け入れを行います。

○ 災害時要配慮者に対する支援

- ・宇部市と既に協定を締結していることから、市や他法人とも連携し、必要な食料等の備蓄と具体的な受入体制の整備を行います。

(3) その他の取組

取組項目	取り組むに当たっての目標
関係機関・団体等とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築
ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在宅サービスの一層の充実 介護、障害、児童等の共生型サービスの検討



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 宇部市における「宇部市保育実施計画」の一環である「子育て支援・多世代交流「すくすくネットワーク」（西部エリア）へ参画し、地域の子育てネットワークの構築に向けて連携します。

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

取組項目	取り組むに当たっての目標
地域との相互交流機会の拡大	
地域住民の施設拠点の行事等への受け入れと地域の行事・イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受け入れ 地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画 利用児や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加
ボランティアの計画的な受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体（広報誌やSNS等）を活用した新規ボランティアの募集 社会福祉協議会や地域の教育機関との連携
施設・設備等の開放	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲） 地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な受入れ



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 地域の行事・イベントへの参加
 - 11月開催の「厚南ふるさとまつり」3月開催の「宇部市福祉まつり」にそれぞれ利用児と職員がボランティアとして参加します。
 - 10月に実施する中川清掃へ利用児と職員がボランティアとして参加します。

- ボランティアの計画的な積極的な受入れ
 - ・地域の教育機関や社会福祉協議会と連携を図り、園内行事や長期休暇時の利用児への支援など、計画的に受け入れを行うとともに、その育成を図ります。
- 施設・設備等の開放
 - ・施設が7月に行う七夕まつりや12月のクリスマス会などに、地域の人々等を招待し交流を図ります。
地域住民の参加者の目標 100人
 - ・地域のスポーツクラブや、各サークル或いは各イベントなどに積極的に生活訓練棟の貸し出しを行い設備機能の開放に努めます。

